

令和6年御殿場市議会
3月定例会議案資料
(第2号)

件名	頁
議案第28号関係資料	1
議案第29号関係資料	2
報告第3号関係資料	4

議案第28号関係資料

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定の概要

1 改正の趣旨

令和6年能登半島地震の被災者の負担の軽減を図るため、令和6年2月21日に一部改正された地方税法等の施行に合わせ、御殿場市税賦課徴収条例について、個人住民税の雑損控除の特例措置を講ずるための改正を行うものです。

2 改正の内容

今回の改正により、令和6年能登半島地震災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額について、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができます。

3 施行期日

公布の日とします。

議案第 29 号関係資料

御殿場市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

1 改正の趣旨

第 9 期介護保険事業計画期間（令和 6 年度から令和 8 年度までの間）における介護保険料算定に使用する「合計所得金額」及び「所得段階」の根拠となる介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正が行われるため、条例の整備を行うものです。

2 介護保険料の算定方法について

被保険者本人の前年の「合計所得金額」と、同一世帯員及び被保険者本人の住民税課税・非課税の状況により「所得段階」が決まり、この段階に応じた保険料が賦課されます。

「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費を控除した金額（基礎控除、扶養控除等の控除前の金額）です。また、「所得段階」の規定は国の規定を参照し、保険者が規定することになっており、本市は国の規定を準用し、現行の 1 2 段階から第 9 期は 1 3 段階とします。

3 改正の要点

(1) 「所得段階」に関する改正

国が規定する所得段階が次のように変更されるため、この規定を準用している本市の所得段階の規定について改正を行います。

	改正前	改正後
第 9 段階と第 10 段階を区分する基準所得金額	350 万円	420 万円
第 10 段階と第 11 段階を区分する基準所得金額	500 万円	520 万円
第 11 段階と第 12 段階を区分する基準所得金額	750 万円	620 万円
第 12 段階と第 13 段階を区分する基準所得金額	なし	720 万円

(2) 「乗率」に関する改正

国が規定する乗率の変更に伴い、第 1 段階から第 3 段階については国の乗率に合わせて改正し、第 10 段階から第 13 段階までについては本市独自の低い乗率に改正します。

所得段階	改正前	改正後（国）	所得段階	改正前	改正後（国）
第 1 段階	0.30	0.285(0.285)	第 10 段階	1.75	1.80(1.90)
第 2 段階	0.40	0.485(0.485)	第 11 段階	1.80	1.90(2.10)
第 3 段階	0.70	0.685(0.685)	第 12 段階	1.90	2.00(2.30)
			第 13 段階	なし	2.10(2.40)

(3) 改正後の所得段階と保険料等

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額 (月額)
第 1 段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者又は世帯全員が市民税非課税で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者	基準額 ×0.285	18,100 円 (1,510 円)
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の者	基準額 ×0.485	30,800 円 (2,570 円)
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で第 1 段階又は第 2 段階に該当しない者	基準額 ×0.685	43,500 円 (3,630 円)
第 4 段階	世帯員のいずれかに市民税が課税され、かつ、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の市民税が非課税の者	基準額 ×0.900	57,200 円 (4,770 円)
第 5 段階	世帯員のいずれかに市民税が課税され、第 4 段階に該当しない市民税が非課税の者	基準額	63,600 円 (5,300 円)
第 6 段階	合計所得金額が 120 万円未満で市民税が課税されている者	基準額 ×1.200	76,300 円 (6,360 円)
第 7 段階	合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満で市民税が課税されている者	基準額 ×1.300	82,600 円 (6,890 円)
第 8 段階	合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満で市民税が課税されている者	基準額 ×1.500	95,400 円 (7,950 円)
第 9 段階	合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満で市民税が課税されている者	基準額 ×1.700	108,100 円 (9,010 円)
第 10 段階	合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満で市民税が課税されている者	基準額 ×1.800	114,400 円 (9,540 円)
第 11 段階	合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満で市民税が課税されている者	基準額 ×1.900	120,800 円 (10,070 円)
第 12 段階	合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満で市民税が課税されている者	基準額 ×2.000	127,200 円 (10,600 円)
第 13 段階	合計所得金額が 720 万円以上で市民税が課税されている者	基準額 ×2.100	133,500 円 (11,130 円)

報告第3号関係資料

御殿場市営住宅の滞納家賃等の支払に関する少額訴訟の提起について

1 少額訴訟の概要

市営住宅使用料等の滞納者のうち、建築住宅課での催告に加え特別債権対策課へ移管後においても再三に渡り催告をしたにもかかわらず反応を示さなかった者に対し、差押え等の強制執行ができるよう債務名義を取得するため、民事訴訟法第368条の規定による少額訴訟の提起を行います。

少額訴訟は、60万円以下の金銭債権に係る簡易裁判所への訴訟手続で、1回の口頭弁論等で終結し、即日判決が出るため簡易で迅速かつ効果的な解決を目指すための手続です。また、職員を指定代理人に選任することで、弁護士に委任することなく手続を進めることができる制度です。

なお、市として年間利用回数は10件までとされていますが、本件が本年1件目です。

2 少額訴訟の提起の相手方

- (1) 住 所
- (2) 名 義 人
- (3) 入 居 日 平成19年 7月 5日
- (4) 退 去 日 平成27年11月19日
- (5) 滞納金額 386,350円（家賃 354,450円、 駐車場代 31,900円）
- (6) 滞納期間 平成25年11月から平成27年11月までの期間のうち12か月

3 少額訴訟の効果

簡易に債務名義を取得する方法としては、民事訴訟法第383条の規定による支払督促もありますが、本件は次の理由により少額訴訟を選択しました。

- (1) 少額訴訟は、相手方欠席でも1回の口頭弁論等で終結し、即日判決が出るため、早期に結論を得ることができ、この判決の内容を履行しない場合は、給与債権の差押え等の強制執行が可能となり、家賃支払の執行力が確保できます。
- (2) 原告、被告の双方が出頭した場合は、裁判官から和解をするよう勧められる場合があり、これまで反応のなかった滞納者との話し合いの場を持つことができます。
- (3) 少額訴訟では、分割払判決も可能です。

4 参考法令

(1) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第134条第1項

（訴え提起の方式）

第134条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

(2) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第265条

（裁判所等が定める和解条項）

第265条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

2 前項の申立ては、書面でしなければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。

3 第1項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。

4 当事者は、前項の告知前に限り、第1項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

5 第3項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(3) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第368条第1項

（少額訴訟の要件等）

第368条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

(4) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第373条第1項及び第2項

（通常の手続への移行）

第373条 被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。ただし、被告が最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をし、又はその期日が終了した後は、この限りでない。

2 訴訟は、前項の申述があった時に、通常の手続に移行する。

